

大館市水稻用肥料価格高騰対策 支援事業について

【目的】

この事業は、価格が高騰している水稻用肥料の使用量低減を図る農業者を対象に、田植機の更新に係る経費への支援を目的としています。

【申込資格等】

1. 補助対象者の申請要件

大館市から経営改善計画の認定を受けた認定農業者、新規就農者であること、又は令和9年3月31日までに経営改善計画の認定を受けることが確実な者。

2. 補助対象となる機械等（申請台数は1台を上限）

施肥低減に係る、以下の機能を有する田植機を指します。

- (1) 側条施肥機能
- (2) 可変施肥機能
- (3) 上記以外のもので全層施肥と比較し肥料の使用量を10%以上低減可能であることを明らかに示すことができる機能

3. 補助対象経費

田植機の更新に係る経費のうち、補助金の交付対象となる経費を指します。

4. 補助率及び上限額

- (1) 補助金額は補助対象経費の2分の1以内（千円未満の端数は切り捨て）
- (2) 補助金の上限額は200万円

【提出書類】

- (1) 事業承認申請書（様式第1号）
- (2) 補助対象経費の積算根拠資料（見積書の写し・カタログ等）
- (3) 見積書に田植機の下取り額の表記がない場合は売却収入額又は処分費の見積書の写し

【提出先・提出期限】

提出先 ：大館市農政課生産振興係 大館市役所本庁3階4番窓口
 （017-8555 大館市字中城20番地）

提出期限 ：8月10日（月）17:00まで

【お問い合わせ先】

大館市産業部農政課生産振興係

TEL: 0186-43-7074 FAX: 0186-42-8570 E-mail: seisan@city.odate.lg.jp